

令和6年度 境港市青少年育成センター運営協議会

日 時 令和6年7月18日（木）

19：45～

会 場 境港市保健相談センター 健康相談室

日 程

役員の承認

- 1 令和6年度の委員

令和5年度 境港市青少年育成センター活動報告

- 1 運営組織図
- 2 運営協議会の開催（条例）
- 3 月別活動状況
- 4 月別相談件数

令和6年度 境港市青少年育成センター活動計画

- 1 活動方針
- 2 活動内容

境港市青少年育成センター条例及び条例施行規則

境港市青少年育成センター

〒684-8501 境港市上道町3000番地
（旧境港市民図書館2階）

☎ 57-5677

境港市青少年育成センター運営協議会委員

- 1 青少年育成センター運営協議会の委員は、青少年育成境港市民会議の理事の中から選出する。
- 2 委員の任期は、青少年育成境港市民会議の理事と同様の2年。
- 3 学校およびPTAの委員は、該当校の担当者とする。（1年交替）

令和6年度 境港市青少年育成センター運営協議会委員

（任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日）

計 17人

番号	団 体 名	委 員	備 考
1	青少年育成境港市民会議会長	干山 浩一	境港市スポーツ少年団
2	青少年育成境港市民会議副会長	阿部 宏之	余子地区部会長
3	青少年育成境港市民会議副会長	山本 淳一	境港市教育委員会教育長
4	鳥取県青少年健全育成協力員	早川 輝彦	
5	鳥取県青少年健全育成協力員	戸田 隆久	
6	※中学校PTA生徒指導部長	加藤 大輔	第一中学校PTA副会長生徒指導担当
7	※小学校PTA会長	森山 謙吾	上道小学校PTA会長
8	※高等学校PTA会長	善波 満	境高等学校PTA会長
9	※高等学校教頭又は副校長	澤西 知子	境高等学校教頭
10	※中教研生徒指導部	米谷 大賀	第三中学校生徒指導主事
11	※境港青年会議所	丸山 誉覚	理事長
12	※小教研生徒指導部	中村 将人	上道小学校長
13	地区部会長	江尻 安夫	上道地区部会長
14	境港警察署	西尾 聖	生活安全刑事課生活安全係長
15	境港市少年健全育成指導員等連絡会	門脇 重仁	副会長
16	青少年育成境港市民会議監事	植田 建造	境公民館長
17	青少年育成境港市民会議監事	長谷川 伸	県民会議青少年育成推進指導員

<備考>

- ・小学校PTA会長（単P会長） <1年交代>

中浜 ⇒ 余子 ⇒ 上道 ⇒ 境 ⇒ 外江 ⇒ 渡

- ・中学校PTA生徒指導部長 <1年交代>

一中 ⇒ 二中 ⇒ 三中

- ・高等学校PTA会長 <1年交代>

境港総合 ⇄ 境

- ・小教研生徒指導部 担当校

- ・中教研生徒指導部 担当校

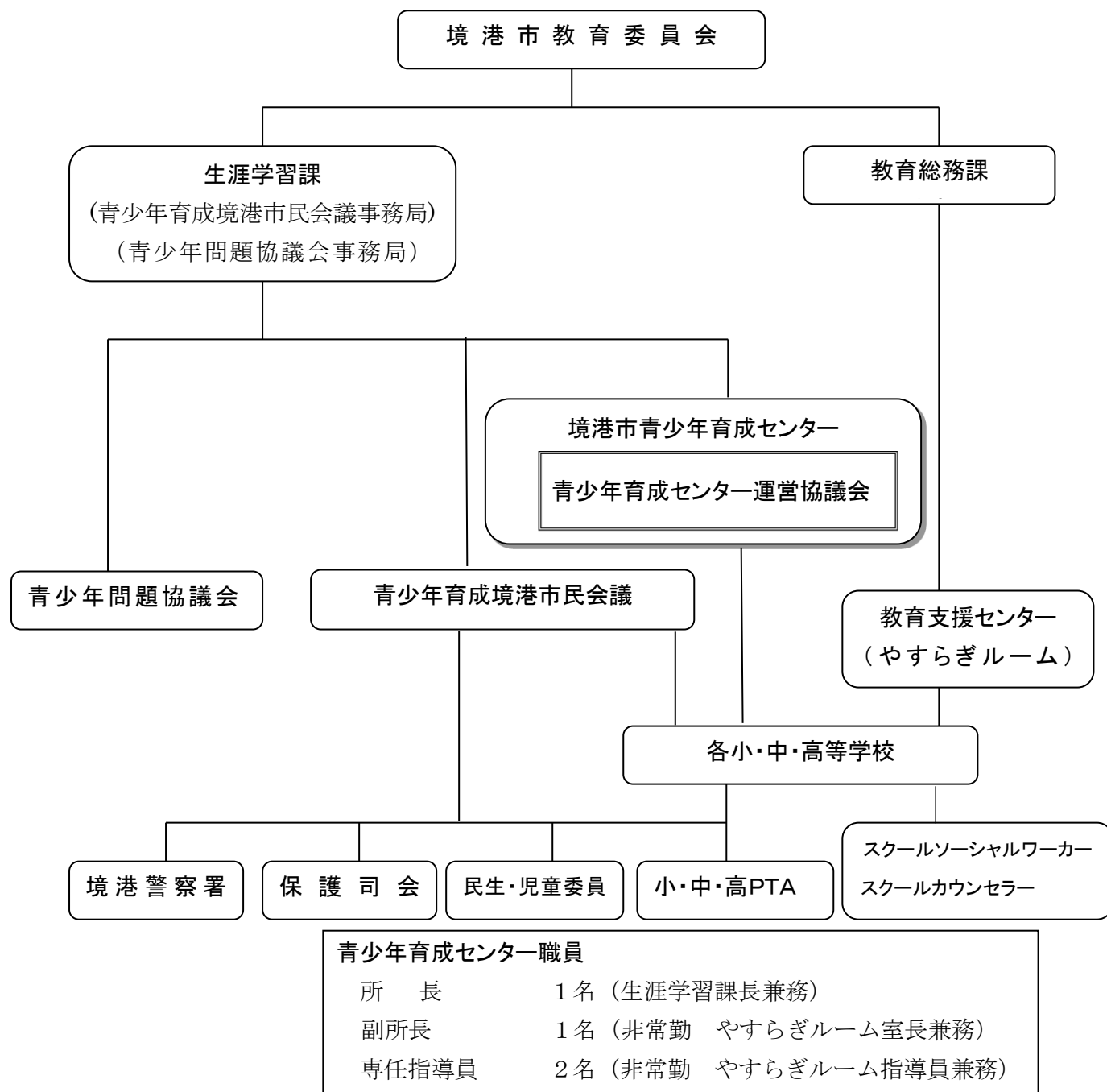
- ・高等学校教頭又は副校長 <1年交代>

境港総合 ⇄ 境

- ・地区部会長 小教研生徒指導部担当校の地区部会長

令和5年度 境港市青少年育成センター活動報告

1 青少年育成センター運営組織図



2 境港市青少年育成センター運営協議会の開催

(境港市青少年育成センター条例)

(運営協議会)

第5条 センターの業務に関する基本計画を協議するため、センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員18名以内をもって組織する。

3 委員は、教育、児童福祉、警察等関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 令和5年度 境港市青少年育成センター月別活動状況

月	巡回・環境浄化	広報・啓発・相談・研修会等	学校・関係機関等との連携
4	○青少年相談電話 ○学校訪問(6)	○境港市青少年育成センター 運営計画の作成・検討 ○スクールサポーター 森田さん、佐蔵さん(5,24日) ○二中校区 CS コーディネーター 小笠原さん(14日)	○一中公開日(22日) ○二中公開日(15日) ○二中体育祭(28日)
5	○市内巡回・学校訪問(3) ○青少年相談電話	○嘉賀市民図書館長(8日) ○松本前教育長(9日) ○二中校区 CS コーディネーター 小笠原さん(10日)	○市民運動会(15日) ○中学校生徒指導連絡会 (18日 保健相談センター) ○一中体育祭(13日) ○三中体育祭(13日)
6	○市内巡回・学校訪問(6)	○青少年育成センターチラシ 配布(市内小中学校全児童生徒)	○中学校生徒指導連絡会 (15日 保健相談センター) ○二中、三中芸術鑑賞教室 (19日 みなとテラス)
7	○市内巡回・学校訪問(7) ○青少年相談電話 ○夏季街頭指導 みなと祭り(23日)	○西部ハートフルスペース 田中さん、戸田さん(5日) ○大山青年の家瀬尾所長(7日) ○青少年育成センターだより 第40号発行(20日) ○スクールサポーター 森田さん、佐蔵さん(27日)	○青少年育成センター運営協議会 (4日 保健相談センター) ○一中非行防止教室(7日) ○三中公開日(7日) ○小・中・高生徒指導連絡協議会 (7日 境高校) ○三中非行防止教室(14日) ○中学校生徒指導連絡会 (20日 保健相談センター) ○青少年育成市民会議総会(24日)
8	○市内巡回・学校訪問(7) ○夏季街頭指導 (4日 プラント5周辺) (18日 プラント5周辺)	○山澤 SSW (3,15,17,31日) ○山本教育長(9,22日) ○嘉賀図書館長(9日) ○子育て支援荻原さん(10日) ○教育支援センター及びフリースクール合同研修会(23日)	○教育相談担当者会 (3日 やすらぎルーム)
9	○市内巡回・学校訪問(4)	○山澤 SSW (1,5,8日) ○山本教育長(11日) ○嘉賀図書館長(11日) ○「家庭の日」絵画作品審査会 (14日 生涯学習課)	○中学校生徒指導連絡会 (21日 保健相談センター) ○高校生あいさつ・マナーアップ 運動(27日 上道・余子駅)

10	○市内巡回・学校訪問(7)	○山澤 SSW (4日) ○嘉賀図書館長 (4日) ○スクールサポーター 森田さん、佐蔵さん(5日)	○中学校生徒指導連絡会 (19日 保健相談センター)
11	○市内巡回・学校訪問(6)	○山澤 SSW (2,29日) ○松原局長 (10日) ○避難訓練 (14日) ○青少年意見発表会 (17日 保健相談センター) ○子育て支援荻原さん (22,30日)	○中学校生徒指導連絡会 (16日 保健相談センター)
12	○市内巡回・学校訪問(3) ○冬季街頭指導 (25日 プラント周辺)	○子育て支援荻原さん (13,14日) ○青少年育成センターだより 第41号発行 (19日)	○小・中・高生徒指導連絡協議会 (7日 境高) ○少年補導センター情報交換会 (倉吉体育文化会館 8日) ○中学校生徒指導連絡会 (14日 上道公民館)
1	○市内巡回・学校訪問 (3)	○子育て支援荻原さん (9日) ○はなさく副代表佐々木さん (31日)	○中学校生徒指導連絡会 (18日 保健相談センター) ○教育相談担当者会 (23日 やすらぎルーム)
2	○市内巡回・学校訪問(3)	○CHA ³ プログラム (2日 二中体育館) ○青少年育成研修会 (20日保健相談センター) ○泉佐野市青少年指導員連絡 協議会員との交流会 (25日 みなとテラス)	○小学校生徒指導部会 (15日 保健相談センター) ○中学校生徒指導連絡会 (15日 保健相談センター)
3	○市内巡回・学校訪問(6)	○青少年育成センターだより 第42号発行 (18日)	○中学校卒業式 (8日) ○中学校生徒指導連絡会 (14日 保健相談センター) ○小学校卒業式 (19日)

4 令和5年度 境港市青少年育成センター月別相談件数(電話、来所相談)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	5	1	7	1	2	1	2	1	2	2	4	4	32
(市外)												(1)	(1)
来所	6	3	8	3	6	4	5	6	1	2	2	2	48

令和6年度 境港市青少年育成センター活動計画

1 活動方針

- ① 青少年を取り巻く社会情勢や関係諸機関・団体の活動状況を踏まえ、青少年の非行防止及び健全育成に関する活動の拠点としての役割を果たす。
- ② 非行に走る前の問題行動の早期の段階で把握し、適切な支援を行う。
- ③ 家庭・学校・地域社会及び関係機関や団体等が、それぞれの役割を明確にし、密接な連携が図れるよう寄与する。

2 活動内容

主な活動	活 動 内 容
街頭指導	・関係機関・団体等(境港警察署、小中高生徒指導部会、育成市民会議、保護司会、民生児童委員等)と連携し、大規模小売店舗等を中心に定期的な巡回を行い、問題行動の抑止と早期発見に努める。 ・学校との連携を密にし、実態把握や情報収集に努めるとともに、問題傾向のある少年の動向を適確に把握し、迅速に対応する。 ・問題行動の発生を把握した場合、関係機関へ連絡し、連携を図る。 ・下校時の見守り活動を行う。
青少年相談	・青少年に関する相談を受け、他の関係諸機関(学校、子育て支援課、福祉課、米子児童相談所等)と連携し、適切に対処する。 月～金 8:30～17:00 ・来所又は電話による。
環境浄化	・未成年者に有害図書や動画は見せない、酒やタバコを販売しない等、取り巻く環境の浄化に対する意識の啓発を図る。 ・学校やPTA、育成市民会議、警察等関係機関との連携を図り、ゲームセンター、カラオケボックス等の巡視と指導を行う。
広報啓発	・ケータイ・インターネットの正しい利用、薬物・危険ドラッグの乱用防止等の啓発を図る。 ・「育成センターだより」や啓発チラシを発行し、市民の健全育成に対する意識を高める。 ・不審者情報等、入手した情報を、学校や地域及び関係機関に周知する。

○境港市青少年育成センター条例

平成10年3月30日条例第7号

境港市青少年育成センター条例

(設置)

第1条 本市に、境港市青少年育成センター(以下「センター」という。)を設置する。

(目的)

第2条 センターは、青少年問題に関する機関及び団体等との連絡を図り、青少年の非行の防止と健全育成の指導を総合的に行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 青少年相談
- (2) 自立支援
- (3) 街頭指導
- (4) 環境浄化
- (5) 広報
- (6) 関係機関及び団体との連絡調整
- (7) その他青少年の健全育成のために必要な業務

(職員)

第4条 前条の業務を行うため、所長及び専任指導員その他の職員を置く。

(運営協議会)

第5条 センターの業務に関する基本計画を協議するため、センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

3 委員は、教育、児童福祉、警察等関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

○境港市青少年育成センター条例施行規則

平成10年3月31日教育委員会規則第1号

改正 平成12年3月30日教委規則第6号

平成26年3月26日教委規則第2号

境港市青少年育成センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、境港市青少年育成センター条例(平成10年境港市条例第7号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 境港市青少年育成センター(以下「センター」という。)に次の職員を置く。

- (1) 所 長 1人
- (2) 副所長 1人
- (3) 専任指導員 3人以内
- (4) 青少年指導委員 若干人

2 所長は、センターの業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 副所長は、所長の命を受けてセンターの業務に従事するとともに、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。

第3条 青少年指導委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学校教職員
- (2) 教育委員会職員
- (3) 児童福祉司
- (4) 警察職員
- (5) 民生委員、児童委員
- (6) 保護司
- (7) 民間有識者
- (8) 青少年育成境港市民会議会員
- (9) その他関係機関の職員

2 青少年指導委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の青少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議会)

第4条 境港市青少年育成センター運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する